

R 3 阿土 椿泊漁港他 阿南・椿泊他 陸開樋門点検業務 特記仕様書

R 3 阿土 椿泊漁港他 阿南・椿泊他 陸開樋門点検業務（以下「業務」という）は次の定めるところにより実施する。ただし、この要領に定めのない軽微な事項については受注者（以下「乙」という）は発注者（以下「甲」という）の指示に従うものとする。

1) 目的

本要領は治水上重要な樋門・水門施設を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的として維持管理における保守点検を実施するものである。

2) 点検樋門・水門の箇所

南部総合県民局<阿南>管内の樋門・陸開（漁港施設）とする。

3) 施工時期（点検時期）及び点検内容

①中林漁港、今津漁港、椿泊漁港

- ・年点検 1回／早期に実施
- ・別紙1「点検要領」に従い業務を行う。

②伊島漁港（防波水門）

- ・年点検 1回／早期に実施
- ・月点検 2回／11月頃・1月頃
- ・別紙2「保守点検リスト表」に従い業務を行う。

4) 点検業務の方法等

①点検作業者は、その作業についての十分な知識と経験を有する者でなければならない。

②乙は、点検に際しては操作人立会の上作業を行うこと。

ただし、操作人に了解を得た場合はこの限りではない。

また、樋門・陸開の動作確認を甲の立会のもと実施すること。

立会不要箇所については、別途監督員が指示する。

③点検項目については、大規模樋門・小規模樋門別に、点検用紙に従い目視、聴覚、嗅覚、打診、触診、作動テスト及び簡単な器具を用いた計測により行う。また、開閉装置等の不可視部分については、極力蓋板を開閉し確認する。

点検の結果、良否の判定は記録紙を作成し、判定欄の良又は否にレ印（または印）を付ける。

否ヶ所については、整備処理方法を処置方法欄に記入する。

④記録写真は、点検樋門全景及び不良ヶ所詳細写真（カラー）を撮影すること。

⑤報告書は、紙媒体で3部提出し、電子化したもの（CD 2部）も併せて提出すること。

⑥乙は、常に作業の安全に留意して現場作業の実施に努めなければならない。

⑦乙は、業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。

⑧点検によって生じた廃棄物については、乙が適切に処理するものとする。

⑨上記点検業務完了後、当該年度内に施工すべき補修計画の策定を行う。

これに伴い必要な見積依頼書を作成する。（図面、数量表、部品の交換・調整、塗装必要箇所等）

点検要領

1) 点検は次のとおり分類する。

- ①扉体
- ②戸当り固底部
- ③電動開閉装置
- ④油圧開閉装置
- ⑤予備動力設備
- ⑥機側操作盤
- ⑦塗装
- ⑧基礎コンクリート部
- ⑨総合操作の機能確認

2) 塗装

塗装の点検項目及び内容は、塗装点検要領により行うものとする。

3) 整備項目

- ①ローラー・スライドゲート
 - ・全般的に軽微な清掃
 - ・ラック棒・スピンドルのグリスアップ（給油の必要な部分）
 - ・ボルト緩みの増し締め（少量に限る）
 - ・操作盤表示ランプ切れの取り替え（予備品がある場合）
 - ・燃料（ガソリン・軽油）の給油（必要な場合）
- ②引き戸、両、片開き戸
 - ・全般的に軽微な清掃
 - ・戸溝の清掃（手作業、土・ゴミ等の処分は除く。）
 - ・開閉部にある置物の移動（軽量で私物でないもの）
 - ・軸受部のグリスアップ（グリスニップル等、外面から給油できるもの）
 - ・ボルト緩みの増し締め（少量に限る）

（各ゲートにおける簡易調整作業も含む）

※上記内容は、年点検として必要なレベルのものに限る。

4) その他

次の箇所については、詳細点検の必要はないが、現況写真の撮影及び報告書作成を行うこと。

漁中林- 2

漁椿泊- 1 1 1

また、各漁港について、計画平面図に樋門・陸閘の位置を記した位置図を作成すること。


塗装点検要領


項目	ランク	内容	間隔	方法	良否の判定方法及び基準																																													
桁材 スンプレート がね金物 その他	A ～ D を 記 入 す る	発錆 ふくれ はくり 亀裂 脆化	1/年 1/年 1/年 1/年	目視	<p>判定基準により塗膜の劣化程度を判定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発錆</th> <th>ふくれ</th> <th>はくり</th> <th>亀裂</th> <th>脆化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>僅かあり</td> <td>僅かあり</td> <td>僅かあり</td> <td>僅かあり</td> <td>僅かあり</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>多い</td> <td>多い</td> <td>多い</td> <td>多い</td> <td>多い</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>著しい</td> <td>著しい</td> <td>著しい</td> <td>著しい</td> <td>著しい</td> </tr> </tbody> </table> <p>塗替の範囲は塗替基準による。 (塗替基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>塗膜の状態</th> <th>塗替塗装の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>異常なし</td> <td>塗替の必要なし</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>上塗り塗装だけが劣化している。</td> <td>上塗り塗装の塗替</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>上塗りだけの劣化でなく一部下塗り塗膜も劣化している。</td> <td>上塗り、下塗り塗膜とも塗替。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>上塗り、下塗り塗膜ともに劣化している。</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>		発錆	ふくれ	はくり	亀裂	脆化	A	なし	なし	なし	なし	なし	B	僅かあり	僅かあり	僅かあり	僅かあり	僅かあり	C	多い	多い	多い	多い	多い	D	著しい	著しい	著しい	著しい	著しい		塗膜の状態	塗替塗装の範囲	A	異常なし	塗替の必要なし	B	上塗り塗装だけが劣化している。	上塗り塗装の塗替	C	上塗りだけの劣化でなく一部下塗り塗膜も劣化している。	上塗り、下塗り塗膜とも塗替。	D	上塗り、下塗り塗膜ともに劣化している。	同上
	発錆	ふくれ	はくり	亀裂	脆化																																													
A	なし	なし	なし	なし	なし																																													
B	僅かあり	僅かあり	僅かあり	僅かあり	僅かあり																																													
C	多い	多い	多い	多い	多い																																													
D	著しい	著しい	著しい	著しい	著しい																																													
	塗膜の状態	塗替塗装の範囲																																																
A	異常なし	塗替の必要なし																																																
B	上塗り塗装だけが劣化している。	上塗り塗装の塗替																																																
C	上塗りだけの劣化でなく一部下塗り塗膜も劣化している。	上塗り、下塗り塗膜とも塗替。																																																
D	上塗り、下塗り塗膜ともに劣化している。	同上																																																


- ①発錆状態が劣化程度のC、Dになった場合、可能な限り早急に塗替を行わなければならない。
- ②部分補修の場合は、据付時の塗装仕様を十分調査して、塗料選定を誤らないようにする。
- ③塗替の時期は、全面的に発錆を見てからでは遅いので、このような状態になる以前に塗替の時期・方法を定めること。

§ 9	点 検 整 備 方 法
-----	-------------

1. 日常および定期点検整備一般

	危険
<p>各部品(ただし、休止装置関係は除く)の分解は、扉体を休止させ、さらにワイヤーロープ自重をドラム以外に支持させて行って下さい。 休止装置の分解は、扉体休止状態以外で行って下さい。 扉体落下等の重大事故を発生させるおそれがあります。</p>	

	警告
<p>回転部が内部にあります。安全カバーをはずさないで下さい。 点検・整備の作業時に取外す必要が発生した場合は、電源を遮断し電動機を停止させてください。 ケガをするおそれがあります。</p>	

	注意
<p>各機器の調整箇所は、不具合の生じない限り、変更しないでください。 やむを得ず調整する必要が生じた場合は、その部分の機構・構造をよく理解した上で行ってください。</p>	

- 1) 開閉装置、操作盤等は定期的に清掃して下さい。
- 2) 開閉装置の一部を取外し、再取付けした場合は、目視・後慣らし運転を行って、各部が正常状態であることを確認して下さい。
 また、分解し点検整備を行う場合は事前に相マークを施し、同一箇所の再取付けを行って下さい。
- 3) 各種リミットスイッチはゲートの保守、管理上重要なものですので定期的にその作動を確認して下さい。
- 4) 電気機器は湿度が厳禁です。常時スペースヒータを"入"にして下さい。

長時間休止後操作する場合及び湿度の高い場合はスペースヒータを"入"にすると同時に乾燥剤を入れて盤内部を十分乾燥させて下さい。

- 5) 装置の機構、構造、作動を充分理解し常に良好な作動状態が保てるよう点検、整備して下さい。
- 6) 次頁以降の各装置の点検間隔は標準を示しています。

2. 用語の定義

点 検 方 法	X	【交換】	主に経時的に劣化する部品について、定期整備時等に予防保全的に交換するものである。
	C	【清掃】	フィルタ等ではスケールや水垢等が付着することによって機能の障害が起きやすいので、点検時において当該箇所を分解(点検の目的に合わせ必要な程度に)して付着物を除去するなどのものである。
	W	【分解】	容易には内部の点検ができないが、経済的に不純物などが堆積したり、腐食が進行する部分で、主に定期整備時に分解して内部を点検し、清掃の上、経時劣化部品を交換する(次回の分解サイクルまで、性能劣化が許容されるか否かの判断を要する)ものである。
	E	【目視】	次の手法によって目で見える範囲で異常の有無を確認(機付の計器の指示値の確認を含む)するものである。 原則として、月点検では○印のついていない項目は管理運転の前又は後に機側にて異常の有無を確認し、○印のついている項目では管理運転中に異常の有無を確認したり、 異常があれば正常な管理運転のできない項目については正常な管理運転の実施の確認によって当該項目に確認にかえる(管理運転ができない場合は、当該機器の機側にて、必要に応じて「目視」以外の手法によって所要の確認を行う。)年点検や定期整備では、当該機器の機側にて見える範囲で異常の有無を確認する。 なお、自家用電気工作物については、月点検でははしご、その他の器物を用いないで到達できる範囲内で、最も見やすい箇所からみて異常の有無を確認し、年点検や定期整備では容易に到達できる範囲内で最も見やすい箇所から、必要に応じて双眼鏡を用いて異常の有無を確認することとされている。
	A	【調整】	計器ゼロ点を調整したり、充電を実施するなど、機能維持のために機器の一部を動かす作業を伴う点検である。
	M	【測定】	機器の状態を定量的に把握し、良否を判定するための計器(機付の計器がある場合はそれ以外の計器)を用意しこれによって確認を行うものである。
	T	【増締】	締め付けボルトなど、一般的に定められている経時、仕様に基づきボルト・ナットを締め付けるものである。なお、端子の接続部などについて、緩みの確認をかねて所要のトルクで締めることも含む。
	H	【指触】	機器が動いている状態で、主に機器の異常振動や異常温度上昇の有無を確認するため、素手で機器に触れて確認するものである。
	D	【動作確認】	手動で当該部品を動かしたり、模擬的に信号を入力することによって、当該機器の反応から異常の有無を確認するものである。 このため、必要に応じて計器などを使用する。
	S	【聴覚】	機器が動いている状態で発生する音から、機器の異常の有無を判断するものである。
処 理 の 方 針		【補修】 (又は修繕)	塗装等における部分(又全体)の塗替えをするなどのものである。
		【取替】	「交換」と同意義(ここで、「交換」の定義においては、対象は部品となっているが、例えば、機付きの圧力計のように内部部品を取替えるのは一般的でないようなものは、そのものを部品と読みかえてよいものとする。 また、特に、機器における最小単位の不具合部品のみを交換すべきものについては「部品を交換する。」というように示している。)
		【補給】	減少した量(又はもの)のみを足し規定の量にするものである。
		【原因を調査する】	当該箇所の点検結果の現象だけでは原因が特定できないとき、関連系統を点検し、不具合箇所を特定するまでのことを言う。

点 検 条 件	【 前 】	運転(点検・整備)直前に行う必要のある点検を言う。
	【 中 】	運転中又はそれと同様な条件下で行う必要のある点検を言う。
	【 後 】	運転を停止した直後に行う必要のある点検を言う。
	【 休 】	上記3ケース以外に行うことが良い点検を言う。
	【 (休) 】	扉体を休止させ、さらにワイヤロープ自重をドラム以外に支持させてのみ行うことのできる点検を言う。
	【 断 】	特に“電源を切ってから”のみ行うことのできる点検を言う。

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備				
扉 体	扉体外面のゴミ	E	—	E	—	—	—	休	・ゴミ等がないこと。	・清掃する。	これらを放置すると腐食・孔食等の要因となるので、取除き清掃する。
	扉体内面のゴミ	—	—	E	—	—	—	休	・ゴミ等がないこと。	・清掃する。	
	変形箇所	—	—	E	—	—	—	休	・変形および損傷がないこと。	・変形等があれば原因調査の上、必要な補修を行う。	
	給油	—	E	E	—	—	—	休	・正常な給油状態であること。	・不足があれば補給する。	
	ローラの偏摩耗	—	—	E	—	—	—	休	・摩耗による操作中の異常がないこと。	・変形等があれば原因調査の上、必要な補修を行う。	ゲートのローラは、低波圧時にはスリップする傾向があるので、これによる偏摩耗を起こしてないか点検する必要がある。
	ローラ軸の変形	—	—	E	—	—	—	休	・変形による操作中の異常がないこと。	・変形が著しければ修理または交換する。	
	ローラ軸受の摩耗	—	—	E	—	—	—	休	・摩耗による振れ、ガタがないこと。	・下記振れ、ガタがあれば交換する。 ※軸の許容振れ 0.3mm	
		—	—	—	—	—	M	休		・下記許容以上の摩耗であれば交換する。①3.4mm	
シーブの摩耗	—	—	E	—	—	—	休	・摩耗による異常がないこと。	・摩耗が著しければ交換する。		
	—	—	—	—	—	M	休		・下記許容以上の摩耗であれば交換する。②		

① ※軸と軸受けのすきまはスキマゲージで計測し、軸径の1%以下

② ※ミゾはロープ径の25%(10.6mm)以上 ツバは内厚の25%(3.0mm)

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検			5年整備	10年整備			
扉体	シーブ軸の変形	—	—	E	—	—	—	休	・変形による異常がないこと。	・変形が著しければ修理または交換する。	
	シーブ軸受の摩耗	—	—	E	—	—	—	休	・摩耗による振れ, ガタがないこと。	・下記振れ, ガタがあれば交換する。 ※軸の許容振れ 0.3mm	
		—	—	—	—	—	M	休		・下記許容以上の摩耗であれば交換する。①2.8mm	

- ① ※軸と軸受けのすきまはスキマゲージで計測し, 軸径の1%以下
② ※ミゾはロープ径の25%(10.6mm)以上 ツバは内厚の25%(3.0mm)

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検			5年整備	10年整備			
戸当り	コンクリートクラック	—	—	E	E	—	—	休	・クラックがないこと。	・クラックがあれば原因調査の上, 対策を検討する。	
	腐食箇所	—	—	E	—	—	—	休	・発錆, 腐食がないこと。	・腐食があれば, 必要により補修する。	
	変形箇所	—	—	E	—	—	—	休	・変形および損傷がないこと。	・変形等があれば原因を調査の上, 必要な補修を行う。	

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備				
		開閉装置 (ワイヤロープウインチ式)	電動機の過熱	H	(H)	H	—	—	—	中	・手で触られる程度であること。
—	—			—	—	M	M	中	・周囲温度(+)40℃以内であること。		
電動機の振動	H		(H)	H	—	—	—	中	・通常時の運転と比較し、異常振動がないこと。	・異常振動があれば、補修または交換する。	
ワイヤロープの摩耗	—		—	M	—	—	—	休	・ゴミの付着および摩耗がないこと。 ・摩耗による径の許容細りは7%以内	・清掃および給油する。 ・摩耗が著しければ交換する。	
	—		—	—	—	—	×	休	呼径 φ42.5 許容径 φ39.5	・原則として交換する。	
ワイヤロープ素線の破損	—		—	E	—	—	—	休	・ストランドの1ピッチ間に素線数の10%以内の素線切れしかないこと。	・素線切が著しければ交換する。	
	—		—	—	—	—	×	休	※素線数: 6×37=222本	・原則として交換する。	
ワイヤロープの変形	—		E	E	—	—	—	休	・著しい変形がないこと。	・著しい変形があれば交換する。	
ワイヤロープの端末	—	E	E	—	—	—	休	・端末部にゆるみ等の不具合がないこと。	・ゆるみがあれば調整する。		
ワイヤロープの給油	—	—	—	—	—	—	休	・正常な給油状態であること。(表面に油が付着していること)	・不足があれば補給する。		

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備	休			
		開閉装置 (ワイヤロープウインチ式)	シーブの摩耗	-	-				E	-	-
-	-			-	-	-	M	休	・下記許容以上の摩耗であれば交換する。 ②		
シーブ軸の変形	-		-	E	-	-	-	休	・変形による異常がないこと。 ・変形があれば原因を調査し交換する。		
ロープ調整金物の球面座金	-		E	-	-	-	-	休	・正常な給油状態であること。(端面に油がにじみでていること)	・不足があれば補給する。	
シーブ軸受の摩耗	-		-	E	-	-	-	休	・摩耗による振れ、ガタがないこと。	・下記振れ、ガタがあれば交換する。 ※軸の許容芯振れ 0.3mm	
	-		-	-	-	-	M	休			下記許容以上の摩耗があれば交換する。 ①2.2mm
各軸受の摩耗	-		-	E	-	-	-	休	・摩耗による振れ、ガタのないこと。	・下記振れ、ガタがあれば交換する。 ※軸の許容振れ 0.3mm	
チェーンカップリングの異音	E		-	E	-	-	-	中	・著しい芯振れや異音のないこと。	・芯振れ・異常音があれば、補修または交換する。	
	-		-	-	-	-	M	⊕			・許容以上の角度誤差または偏芯があれば修正する。 ※角度誤差1°，偏芯0.5mm

① ※軸と軸受けのスキマはスキマゲージで計測し、軸径の1%以下

② ※ミゾはロープ径の25%(10.6mm)以上 ツバは内厚の25%(3.0mm)以上

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備				
		開閉装置 (ワイヤロープウインチ式)	ギヤークップリングの異音	E	—	E	—		—	—	中
—	—			—	—	—	M	⊕		・許容以上の角度誤差または偏芯があれば修正する。 ※角度誤差0.5°，偏芯2.4mm	
減速機潤滑油量	E		E	E	—	—	—	前	・規定レベル内にあること。	・不足があれば補給する。	
	—		—	X	—	X	X	休		・交換する。	
減速機の振動	H		H	H	—	—	—	中	・通常時の運転と比較し、異常振動がないこと。	・異常振動があれば、補修または交換する。	
減速機温度	H		⊕	H	—	—	—	中	・手で触れる程度であること。	・異常であれば、部品交換又は全体交換する。	
	—		—	—	—	M	M	中	・規定レベル内にあること。		
リミットスイッチ	E		⊕	—	—	—	—	前休	・上限，下限，休止完了，非常上限，ロープ緩み，過負荷，休止フック開閉のリミットスイッチ等が正常に作動すること。	・異常であれば，調整または交換する。	
	—		—	M	—	—	—	休			
	—		—	—	—	—	X	休		・交換を考慮する。	
ワイヤドラム	—	⊕	E	—	—	—	休中	・ゴミの付着がなく円滑に作動すること。	・ゴミの除去，補修する。		
ギヤの歯面	—	E	E	—	—	—	休中	・ゴミの付着がなく正常な給油状態であること。	・ゴミの除去 ・油膜切れがあれば直ちに補給する。		

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備	休	休	中	前中
		開閉装置 (ワイヤロープウインチ式)			ギヤーの摩耗						
ブレーキシューの摩耗	—		—	E	—	—	—	休	・著しい摩耗がないこと。	・異常であれば, 部品交換又は全体交換する。	
	—		—	—	—	—	M	—			
ブレーキドラムの摩耗	—		—	E	—	—	—	中	・割れや傷がなく著しい摩耗がないこと。	・著しい摩耗のある場合は交換する。 (メーカー取扱説明書)参照	
	—		—	—	—	—	M	中			
ブレーキ作動	E		⊙E	E	—	—	—	前中	・停止の押し釘を押した後, 規定時間内に停止すること。	・調整または整備する。	
各軸受の温度	H		⊙H	H	—	—	—	中	・手で触れる程度であること。	・異常であれば, 原因を調査し, 必要な補修をする。	
	—		—	—	—	M	M	中	・周囲温度(+)40℃以内であること。		
チェーンカップリング給油	—		—	E	—	—	—	休	・正常な給油状態であること。 (ローラチェーン, スプロケット歯面にグリースが付着していること)	・不足であれば, 補給する。	
	—		—	—	—	X	X	⊙休		・旧油脂を拭取り, 新油脂を塗布する。	
ギヤカップリング給油	—	—	E	—	—	—	—	・正常な給油状態であること。 (歯面にグリースが付着していること)	・不足があれば, 補給する。		
	—	—	—	—	X	X	⊙休		・旧油脂を拭取り, 新油脂を塗布する。		

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備				
		開閉装置 (ワイヤロープ ウィンチ式)			給油(集中給油部)						
休止フック用, スクリュージャッキ 潤滑油量	—		E	E	—	—	—	前	・規定レベル内にあること。	・不足があれば補給する。	
	—		—	X	—	X	X	休		・交換する。	
休止フック用, スクリュージャッキ スピンドルの摩耗, 変形・給油	—		—	E	—	—	—	休	・著しい摩耗, 変形がないこと。	・ネジ部にグリースを補給する	
	—		—	X	—	X	X	休		・摩耗が著しい場合または変形がある場合は交換する。 ・旧油脂を拭取り, 新油脂を塗布する。	
塗装	—		—	E	—	—	—	休	・発錆, 塗装剥離がないこと。	・剥離等があれば補修する。	
	—		—	—	—	—	X	休		・原則として塗替える。	
陸 聞	周囲のゴミ		E	—	E	—	—	—	休	・ゴミ等がないこと。	・清掃する。
	水密ゴムの損傷, 変形, 老化	—	—	E	—	—	—	休	・傷, 変形がないこと。	・原因調査の上, 補修する。	
		—	—	—	—	—	X	休		・原則として交換する。	
	軸受の給油	—	E	E	—	—	—	—	・正常な給油状態であること。	・不足があれば補給する。	

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考	
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備						
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備					
		予備発電装置	エンジン作動確認運転(保守運転)									
	3～5分の無負荷運転		E, S	E, S	—	—	—	—	中	計器類の作動確認。運転中に異常音, 異臭, 異常振動及び異常な発熱がないこと。	専門家へ調査依頼すること。	
	5～10分の無負荷運転		E, S, H	E, S, H	E, S, H	E, S, H	E, S, H	E, S, H				
	3時間以上の無負荷運転		E, S, H	E, S, H	E, S, H	E, S, H	E, S, H	E, S, H				
エンジン一般												
	かかり具合及び異音		E, S	E, S	E, S	E, S	E, S	E, S	中	不具合, 異音のないこと。	専門家へ調査依頼すること。	
	油圧(計器指示)		E	E	E	E	E	E	中	アイドル時: 0.1Mpa (1.0kgf/cm ²)以上, 定格回転時: 0.2～0.6Mpa(2.0～6.1kgf/cm ²)	専門家へ調査依頼すること。	
	排圧測定		—	—	—	—	M	M	中	専門家へ依頼すること。	専門家へ調査依頼すること。	
	排気色点検		E	E	E	E	E	E	中	定格出力が50%以上の時黒色や白色でないこと。	発電装置取説①項参照	
	シリンダーヘッド, マニホールド, マウンティングブラケット各部の締付け状態		—	—	—	—	T	T	休	専門家へ依頼すること。	専門家へ依頼すること。	

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考	
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備						
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備	中	休	休		
		予備発電装置	圧縮圧力	—	—						—	—
バルブクリアランス	—		—	A	A	A	A	休	専門家へ依頼すること。	専門家へ依頼すること。		
エアークリーナーエレメント	E		E	E	E	X	X	休	ダストインジケータに赤シグナルが出ていないこと。	発電装置取説②項参照		
ターボチャージャーベアリングの回転具合	—		—	—	—	—	E	中	専門家へ依頼すること。	専門家へ依頼すること。		
主要部の分解清掃	—		—	—	—	—	W	休	専門家へ依頼すること。	専門家へ依頼すること。		
潤滑系統												
各部の油漏れ	E		E	E	E	E	E	E	休	油漏れのないこと。	専門家へ依頼すること。	
エンジンオイル	E		E	E	X	X	X	X	休	オイルレベルゲージを使用し油量、汚れを調べる。	発電装置取説③項参照	
オイルフィルターエレメント	—		—	X	—	X	X	X	休	オイルの分析結果に基づく。	発電装置取説④項参照	
燃料系統												
各部の燃料漏れ	E		E	E	E	E	E	E	休	燃料漏れのないこと。ホースの損傷、劣化のないこと。	専門家へ依頼すること。ホースは交換すること。	
燃料の量	E		E	E	E	E	E	E	休	燃料量が満たされていること。	軽油を給油すること。	
ヒューエルフィルタエレメント	E		E	X	—	X	X	X	休	汚れ、目詰まりのないこと。	発電装置取説⑤項参照	
ウォーターセパレータ内の水分、沈殿物の排出	E		E	X	—	X	X	X	休	水分、沈殿物のないこと。	発電装置取説⑥項参照	
噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態	—		—	D	—	D	X	X	中	専門家へ依頼すること。	専門家へ依頼すること。	
噴射ポンプのゴーズフィルター点検、清掃	—	—	E	—	X	X	X	休	専門家へ依頼すること。	専門家へ依頼すること。		
噴射時期	—	—	E	—	E	E	E	中	専門家へ依頼すること。	専門家へ依頼すること。		

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考	
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備						
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備	休	中			
		予備発電装置	燃料槽内の水分、沈殿物の排出	—	—	E	E					X
配管系統バルブ開閉状態点検	E		E	E	E	E	E	中	不具合のないこと。	専門家へ依頼すること。		
冷却系統												
各部の水漏れ	E		E	E	E	E	X	X	休	水漏れのないこと。 ホースの損傷、劣化のないこと。	専門家へ依頼すること。 ホースは交換すること。	
冷却水量	E		—	E	E	X	X	X	休	点検時期に交換する。	交換する。	
V-ベルトの緩み、損傷	—		—	H	H	X	X	X	休	V-ベルト中間を約98N(10kgf)で押した時10～15mmたわむこと。	発電装置取説⑦項参照	
サーモスタットの点検	—		—	E	—	D	D	D	休	専門家へ依頼すること。	専門家に依頼する。	
冷却水	—		—	X	—	X	X	X	休	汚れのないこと。	発電装置取説⑧項参照	
ラジエーターの損傷	—		—	X	—	X	X	X	休	損傷のないこと。 アジエーターコアの清掃状態を確認する。	損傷は補修する。 清掃をする。	
ファンの損傷、取付状態	—		—	E, A	—	E, A	E, A	E, A	休	損傷のないこと。 取付ボルトにゆるみのないこと。	損傷は補修する。 緩みは増締めする。	
ウォーターポンプの給脂	—		—	E	E	X	X	X	休	点検時期に交換する。	発電装置取説⑨項参照	
電気系統												
バッテリーの点検(比重、液量)	—		E	M	M	X	X	X	休	バッテリー液の量及び比重が適正であること。	発電装置取説⑩項参照 交換する。	
ウォーターヒーターの点検	E	E	M	M	X	X	X	休	ヒータの断線を点検のこと。	専門家へ依頼すること。		

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備				
		予備発電装置	オイルヒーターの点検	E	E	M	M	X	X	休	ヒータの断線を点検のこと。
スターター、オルタネーターの点検	—		—	E	E	E	E	休	不具合のないこと。	専門家へ依頼する。	
セーフティリレー、ソレノイドリレー、チャタリングリレーの機能点検	—		—	E	E	E	E	中	不具合のないこと。	専門家へ依頼する。	
始動シーケンス											
保護装置動作点検	—		—	D	D	D	D	中	正常に動作すること。	専門家へ依頼する。	
始動時間(電圧確率まで)点検	M		M	M	M	M	M	中	約15秒で電圧確立すること。	専門家へ依頼する。	
その他											
外観の点検, 清掃	E		E	E	E	E	E	休	汚れ, 虫の巣等のないこと。	清掃する。	
防振ゴムの点検	E		E	E	E	E	X	休	損傷のないこと。	補修する。	
カップリング(ラバープッシュ)点検	E		E	E	T	T	T	休	損傷のないこと。	補修する。	
付属機器											
ウイングポンプ作動点検	—		D	D	D	D	D	休	正常に動作すること。	修理又は交換する。	
換気扇の作動点検	D	D	D	D	D	D	中	予備発電室が40℃以内であること。 汚れ, 損傷のないこと。	修理又は交換する。		

点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備				
操作盤	全般清掃状態	E	E	E	—	—	—	休	前面ガラスの汚れ、破損がないこと。 鳥、虫の巣、その他ゴミ等がないこと。 蝶番に無理がなく、施錠が完全であること。	ウエスで拭く、又は交換する。 取除き刷毛、ウエス等で清掃する。 注油して開閉が軽くできるようにする。 錠は交換する。	
	全般内部乾燥	E	E	E	—	—	—	休	扉を開けて目視、指触等により内部が乾燥していること。	防水、防塵パッキンが不良の場合は交換する。 好天時に扉を開けて内部を乾燥させる。	
	電圧計の電圧値	—	—	M	—	—	—	休	標準計器(0.5級計器)と比較して2.5%以下の誤差であること。	不良の場合、新品と交換する。	
	電流計の電流値	—	—	M	—	—	—	休	標準計器(0.5級計器)と比較して2.6%以下の誤差であること。	不良の場合、新品と交換する。	
	電磁開閉器の作動状況	D	D	D	—	—	—	中	作動時、うなり音等の異常音(ブザーのような)がないこと。	マグネット内部は錆、ごみ等が付着しているので取除くか、新品と交換する。 主にモータの起動電流による電源電圧の異常降下によるもので元電流を調査する。	
	補助リレーの作動状況	D	D	D	—	—	—	中	作動時、うなり音等の異常音(ブザーのような)がないこと。 投入時にチャタリングしなければよい。	マグネット内部は錆、ごみ等が付着しているので取除くか、新品と交換する。 主にモータの起動電流による電源電圧の異常降下によるもので元電流を調査する。	

点 検 整 備		点検・整備周期と点検方法						点検条件	良否の判定方法及び判定基準	処理の方針	備考
		運転時点検	定期点検		臨時点検	定期整備					
点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備				
操 作 盤	3Eリレー・漏電リレーの作動状況	D	D	D	—	—	—	休	テスト釦を押した際、正しく作動すること。	不良の場合、新品と交換する。	
	押釦	D	D	D	—	—	—	中	上昇、下降、停止等の各押釦が確実に作動すること。	不良の場合、新品と交換する。	
	表示ランプ	D	D	D	—	—	—	休	作動させた時、各ランプが点灯すること。 ランプテスト押釦を押して、全てのランプが点灯すること。	玉切れの場合、交換する。 表示灯器具又は回路の故障の場合は修理又は交換する。	
	開度指示計の作動	M	—	—	—	—	—	中	実際揚程（又は発信器）と指示値が一致していること。 （セルシン式）発信器の指示値に応動すること。	実際揚程に指示計の指示値を合うように調整する。 （A）電源ブレーカ断，ONにする。 （B）配線の脱落，修理する。 （C）セルシンのコイル焼損，又は断線は新品と交換する。	

漁港名	番号	種別	操作種別	形式	材質	開口寸法(H×W)
漁中林	1	陸 閘	手動	両開き	アルミ	3.20× 4.40
	2	陸 閘				3.20× 5.00
	3	陸 閘	手動	両開き	アルミ	3.20× 4.40
	4	陸 閘	手動	両開き	アルミ	2.40× 6.20
	5	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	6	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	7	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	8	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	9	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	10	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	11	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	12	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	13	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	14	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	15	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	16	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	17	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	18	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	19	陸 閘	手動	両開き	アルミ	1.50×4.20
	21	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.50×1.45

漁港名	番号	種別	操作種別	形式	材質	開口寸法(H×W)
漁今津	1	樋門	電動	スライドゲート	ステンレス	1.60×2.50
	2	フラップゲート			ステンレス	1.00×1.00
	3	フラップゲート			アルミ	1.60×2.40
	4	陸閘	手動	引き戸	アルミ	2.60×5.50
	5	陸閘	電動	片開き	アルミ	2.38×5.50
	6	樋門	手動	スライドゲート	鉄製	データなし
	7	陸閘	手動	片開き	ステンレス	1.10×0.30
	8	陸閘	手動	片開き	ステンレス	1.10×0.70
	9	陸閘	手動	片開き	ステンレス	0.67×0.70
	10	陸閘	手動	両開き	アルミ	0.98×5.31
	11	陸閘	手動	片開き	アルミ	1.13×1.40
	12	陸閘	手動	片開き	アルミ	1.07×5.00
	13	陸閘	手動	片開き	アルミ	1.10×2.00
	14	陸閘	手動	引き戸	アルミ	1.05×15.5
	15	フラップゲート			アルミ	1.00×1.00

漁港名	番号	種別	操作種別	形式	材質	開口寸法(H×W)
漁椿泊	±	欠番		＝＝＝	＝＝＝	＝＝＝
	2	陸 閘	手動	片開き	アルミ	0.94×1.19
	3	陸 閘	手動	片開き	アルミ	0.94×1.19
	3-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00× 2.00
	3-2	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.16×4.02
	3-3	陸 閘	手動	片開き	アルミ	2.23×1.51
	4	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.60×4.00
	5	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	0.94×1.30
	5-1	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	500φ
	6	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	0.94×1.30
	6-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.05×2.47
	7	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	1.00×1.33
	8	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	0.94×1.30
	8-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.05×2.51
	9	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	1.00×1.30
	9-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.35×2.00
	9-2	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	600φ
	10	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.20×1.00
	10-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.35×2.00
	10-2	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	600φ
	11	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.17×0.99
	11-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.35×2.00
	11-2	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	0.80×0.80
	12	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	1.00×1.31
	12-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.36×2.00
	13	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	0.94×1.30
	13-1	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	800φ
	14	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	0.94×1.30
	14-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.36×2.00
	15	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	1.00×1.30
	15-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00×2.00
	15-2	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00×2.00
	15-3	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00×2.00
	16	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	1.00×1.30
	17	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	1.00×1.30
	18	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.31
	18-1	陸 閘	手動	片開き	アルミ	2.05×2.00
	19	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	20	陸 閘	手動	両開き	アルミ	1.30×4.20
	20-1	陸 閘	手動	片開き	アルミ	2.05×4.50
	21	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	22	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	22-1	陸 閘	手動	片開き	アルミ	2.05×2.00
	23	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	24	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	25	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	25-1	陸 閘	手動	片開き	アルミ	2.05×2.00
	26	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	26-1	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	1.50×2.00
	27	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	28	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	28-1	陸 閘	手動	片開き	アルミ	2.05×2.00
	29	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30
	30	陸 閘	手動	片開き	ネオランバー	1.00×1.30
	30-1	陸 閘	手動	片開き	アルミ	2.05×2.00

漁港名	番号	種別	操作種別	形式	材質	開口寸法(H×W)	
漁椿泊	31	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.02×1.04	
	32	陸 閘	手動	片開き	アルミ	0.95×1.55	
	32-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00×2.05	
	33	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.01×1.03	
	34	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.01×0.99	
	35	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.01×1.01	
	35-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00×2.05	
	36	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.00×1.01	
	37	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.00×1.02	
	37-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00×2.05	
	38	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.00×1.02	
	39	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	1.01×1.02	
	39-1	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00×2.05	
	40	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.15×1.00	
	41	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.15×1.00	
	42	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.15×1.00	
	43	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.15×1.00	
	43-1		フラップゲート			ステンレス	0.40×0.40
	44	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×1.00	
	45	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.31×1.05	
	46	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×1.00	
	47	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×0.85	
	48	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.34×1.00	
	49	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.22×1.00	
	50	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.34×1.00	
	51	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.40×1.00	
	52	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.27×1.00	
	53	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.22×1.00	
	54	陸 閘	手動	両開き	アルミ	1.82×2.50	
	54-1	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.31×1.00	
	54-2	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.29×1.00	
	55	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.35×1.06	
	56	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.35×1.00	
	57	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	1.05×3.60	
	58	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	1.80×3.00	
	59	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.50×0.99	
	60	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.50×1.00	
	61	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×1.00	
	62	陸 閘	手動	片開き	アルミ	0.60×1.00	
	63	陸 閘	手動	片開き	アルミ	0.80×1.00	
	64	陸 閘	手動	両開き	アルミ	1.50×2.99	
	65	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30	
	66	陸 閘	手動	両開き	アルミ	1.44×3.00	
	67	陸 閘	手動	両開き	アルミ	1.44×3.00	
	68	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30	
	69	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.02×1.00	
	70	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.02×1.30	
	71	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.02×1.30	
	72	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.01×1.05	
	73	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30	
	74	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.30	
	75	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.30	
	76	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00	
	77	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00	
	78	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00	

漁港名	番号	種別	操作種別	形式	材質	開口寸法(H×W)
漁椿泊	79	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	80	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	81	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	82	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	1.80×5.50
	83	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	1.90×11.0
	84	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	1.61×4.00
	85	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.61×1.00
	86	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	1.70×4.00
	87	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.00×9.00
	88	陸 閘	手動	片開き	アルミ	2.00×1.00
	89	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	2.05×5.00
	90	フラップゲート			アルミ	1.35×1.35
	91	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×1.20
	92	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	93	樋 門	電動	ローラーゲート	アルミ	2.60×3.60
	94	フラップゲート			アルミ	0.50×0.50
	95	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×2.00
	96	欠 番		----	----	-----
	97	欠 番		----	----	-----
	98	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.05×2.00
	99	欠 番		----	----	-----
	100	欠 番		----	----	-----
	101	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.06×1.60
	102	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	1.10×1.70
	103	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	104	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	2.00×2.16
	105	樋 門	電動	ローラーゲート	ステンレス	2.90×3.50
	106	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	0.54×0.76
	107	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	0.57×1.00
	108	欠 番	手動	----	----	-----
	109	欠 番	手動	----	----	-----
	110	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	0.60×5.00
	111	閉 鎖	手動	----	----	-----
	112	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	0.94×1.50
	113	陸 閘	手動	引き戸	アルミ	0.94×1.50
	114	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.50
	115	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.00
	116	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	0.55×1.20
	117	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	0.59×0.59
	118	陸 閘	手動	差し戸	ネオランバー	0.61×0.72
	119	樋 門	手動	スライドゲート	鉄製	
	119-1	フラップゲート			アルミ	0.80×0.80
	120	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.38×2.10
	120-1	樋 門	手動	スライドゲート	アルミ	1.57×0.75
	120-2	フラップゲート			アルミ	0.50×0.70
	121	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×2.50
	122	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×1.20
	122-1	フラップゲート			アルミ	1.00×1.00
	123	フラップゲート			アルミ	1.65×2.15
	124	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×2.60
	125	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×2.20
	126	樋 門	電動	ローラーゲート	アルミ	2.275×3.53
	127	フラップゲート			アルミ	0.60×0.60
	128	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.20×1.30
	129	陸 閘	手動	片開き	アルミ	0.80×1.30

漁港名	番号	種別	操作種別	形式	材質	開口寸法(H×W)	
漁椿泊	130	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.01×1.30	
	131	フラップゲート			アルミ	0.68×0.68	
	132	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.00×1.31	
	133	フラップゲート			アルミ	1.70×1.70	
	134	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.22×1.30	
	135	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.22×1.30	
	136	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.21×1.30	
	137	フラップゲート			アルミ	1.25×1.10	
	138	陸 閘	手動	片開き	アルミ	1.21×1.30	
	139	陸 閘	手動	両開き	アルミ	2.34×5.02	
	140	樋 門	手動	スライドゲート	ステンレス	1.50×2.00	
	漁中林		計		19箇所		
			陸 閘	手動	19箇所		
	漁今津		計		15箇所		
		陸 閘	電動	1箇所			
		陸 閘	手動	9箇所			
		陸 閘	差し戸	0箇所			
		樋 門	電動	1箇所			
		樋 門	手動	1箇所			
		フラップゲート		3箇所			
漁椿泊		計		167箇所			
		陸 閘	電動	0箇所			
		陸 閘	手動	127箇所			
		陸 閘	差し戸	15箇所			
		樋 門	電動	3箇所			
		樋 門	手動	11箇所			
		フラップゲート		11箇所			
漁合計		計		201箇所			
		陸 閘	電動	1箇所			
		陸 閘	手動	155箇所			
		陸 閘	差し戸	15箇所			
		樋 門	電動	4箇所			
		樋 門	手動	12箇所			
		フラップゲート		14箇所			